

「医師の働き方改革について」補足資料 (36協定の新様式等について)

令和5年度 岡山県医療勤務環境改善支援センター 実務者セミナー

岡山労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

時間外労働・休日労働に係る上限規制の概要

【現在】

医業に従事する医師

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	-	-	-	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	-	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100未満	-	-	-	-	-
	複数月平均上限(※)	80	-	-	-	-	-
年	限度時間(原則)	360	-	-	-	360	-
	上限	720	-	-	-	720	-

【令和6年4月1日～】

		一般労働者	自動車運転の業務	建設事業	特定医師	鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	新技術・新商品等の研究開発業務
月	限度時間(原則)	45	45	45	45	45	-
	45時間超は6月まで	適用あり	-	適用あり	-	適用あり	-
	単月上限(※)	100未満	-	100未満	100未満(※)(注2)	100未満	-
	複数月平均上限(※)	80	-	80(注1)	-	80	-
年	限度時間(原則)	360	360	360	360	360	-
	上限	720	960	720	960(※)(注3) 1,860(※)(注4)	720	-

※ 休日労働も含む。

注1： 災害の復旧・復興の事業は、単月上限100時間・複数月平均上限80時間の規制は適用されない。

注2： 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる者は、36協定に面接指導を行うこと等を定めることが必要。

注3： 医業に従事する一般の医師にかかる基準（A水準）。休日労働を含む。

注4： B水準、連携B水準、C水準の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師にかかる基準。休日労働を含む。
各医療機関の36協定において定めることができる時間の上限は、連携B水準960時間、B水準及びC水準は1860時間。
面接指導、労働時間が特に長時間である場合の労働時間短縮措置、勤務間インターバルの確保等を36協定に定めることが必要。

特定医師（労基法第141条第1項）

医業に従事する医師で、医療提供体制の確保に必要なものとして厚生労働省令で定める者。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について

令和6年4月1日以降に使用する36協定届の様式一覧

様式	備考
①様式第9号	③～⑨に該当しない事業場
②様式第9号の2	③～⑨に該当しない事業場（特別条項）
③様式第9号の3	新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務
④様式第9号の3の2	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合
⑤様式第9号の3の3	工作物の建設の事業（災害時における復旧・復興の事業に限る。）が含まれている場合（特別条項）
⑥様式第9号の3の4	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合
⑦様式第9号の3の5	労働者に自動車運転の業務を行う者が含まれている場合（特別条項）
⑧様式第9号の4	労働者に 特定医師が含まれている場合
⑨様式第9号の5	労働者に 特定医師が含まれている場合（特別条項）

医療機関の人員体制によっては、①若しくは②で36協定を届け出ることがある。

（例）36協定の対象労働者に特定医師が含まれておらず、事務職及び看護師に係る36協定を届け出る場合

※⑧及び⑨は、「36協定の対象労働者に特定医師が含まれている場合は」と定められているため（労基則第70条）。

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（2ページ目：新設）

様式第9号の6（第70条関係）

時間外労働 休日労働 に関する協定届（特別条項）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (属する者) 以上の者	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。ただし、②-⑤について、面接指導を実施し、健康維持のために必要な装置上の適切な措置を講ずることとして いる場合はこの限りではない。)		1年 (①については720時間以内（時間外労働のみ の時間数）、②-⑤については960時間以内、②-⑤ については1,860時間以内（②-⑤は時間外労働 及び休日労働を合算した時間数）に限る。)	
			延長することができる時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数
① (下記②-⑤以外 の者)								
② A水準医療機関 で勤務する医師								
③ B水準医療機関 で対象業務に従 事する医師								
④ 連携B水準医療 機関で対象業務 に従事する医師								
⑤ C水準医療機関 で対象業務に従 事する医師								

上限時間	1か月 (※1)	1年
A水準	100時間未満	960時間
B水準	100時間未満	1,860時間
連携B水準	100時間未満	960時間 (※2)
C-1水準	100時間未満	1,860時間
C-2水準	100時間未満	1,860時間

※医業に従事する医師であるかどうか、指定に係る業務に従事する
医師であるかどうかによって記入欄が異なる。

- ① 以下の②～⑤以外の者
(例) 看護師、事務職員等
- ② A水準医療機関で勤務する医師 **(B水準等指定を受けた医療機関
において、当該指定に係る業務に従事しない医師を含む。)**
- ③ B水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師
- ④ 連携B水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師
- ⑤ C水準医療機関で、当該指定に係る業務に従事する医師

※1

36協定において、厚生労働大臣の定める要件に該当する面接指導等に係る定めをした場合、1か月の上限は適用されない。

実際に、100時間以上の時間外労働・休日労働を行わせる場合は、上記面接指導等を実施する必要がある。

※2

960時間は各院の36協定で定めることができる上限時間。

「連携B水準」については、他院で兼業した場合の労働時間を通算することとなり、通算して1,860時間が1年の上限時間となる。7

時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届の様式改正について 特別条項を定める場合（3ページ目：新設）

各水準の指定の有無によって記載する内容（箇所）が異なるのでご注意ください。

① 水準の指定に関係なく、記載及びチェックが必要な欄
※医業に従事する医師と医業に従事する医師に該当しない者でチェックボックス欄が異なる。

② B水準、連携B水準、C水準の指定がある場合に
チェックが必要な欄
※A水準の医療機関はチェック不要

③ 水準の指定に関係なく、チェックが必要な欄
（1か月の時間外労働及び休日労働の合計時間数が、100時間を超えることが見込まれない場合を除く。）
※他の医療機関で兼業・副業を行うことが想定される場合は、チェックを入れるようにしてください。

④ B水準、連携B水準、C水準の指定がある場合に
チェックが必要な欄
※A水準の医療機関はチェック不要

限度時間を超過して労働させる場合における手続		
限度時間を超過して労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)	(具体的内容)
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと（医業に従事する医師は除く）。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
1 【医業に従事する医師】 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ1年について960時間（B水準医療機関若しくはC水準医療機関において当該指定に係る業務に従事する医師又は連携B水準医療機関から他の病院若しくは診療所に派遣される医師（当該指定に係る派遣に係るものに限る。）については1,860時間）以下でなければならないこと（ただし、1箇月について100時間以上となることが見込まれる医師について、面接指導を実施し、健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずる場合は、1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上になっても差し支えない）。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
2 ③-⑤の場合、都道府県知事からB水準医療機関、連携B水準医療機関又はC水準医療機関としての指定を受けていること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
協定で定める1箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間以上である場合には、以下の措置を講ずること。		
1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が100時間を超え、かつ100時間未満に到達する前に疲労の蓄積の状況を把握し、面接指導を行うこと（②で疲労の蓄積が認められない場合は、100時間以上となつた後の面接指導でも差し支えない）。また、面接指導を行った医師の意見を踏まえ、労働者の健康確保のために必要な就業上の適切な措置を講ずること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
1 箇月の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が156時間を超えた場合、労働時間短縮のための具体的な措置を行うこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
4 ③-⑤の場合、1年の時間外労働及び休日労働を合算した時間数が960時間を超えることが見込まれる者に対して、勤務間インターバルの確保等により休息時間を確保すること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
協定の成立年月日 年 月 日		
協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 氏名		
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ ）		
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 <input type="checkbox"/> (チェックボックスに要チェック)		
年 月 日		
使用者 職名 氏名		
労働基準監督署長殿		

長時間労働医師（※）に対する面接指導について

※労働時間を延長して労働させ、及び休日に労働させる時間が1か月100時間以上となることが見込まれる医師

長時間労働医師への面接指導について

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる
医師に対しては、面接指導を実施しなければなりません。
副業・兼業先の医療機関にも義務付けられます。

面接指導の実施の流れ

面接指導は、長時間働く医師一人一人の健康状態を確認し、医師の健康確保のため、必要に応じて、管理者（事業者）が就業上の措置を講ずることを目的として行われるものです。



面接指導実施医師とは？

長時間労働医師への面接指導は、「**面接指導実施医師**」が行います。

面接指導実施医師は、以下の要件を満たす者であることが規定されています。

- 面接指導対象医師が勤務する病院または診療所の管理者でないこと
- 「面接指導実施医師養成講習会」（→p.26）の受講を修了していること

面接指導を受ける医師が、安全な環境で安心して面接指導を受けられ、本人の健康確保につなげられる体制をとってください。



面接指導実施医師の要件を満たす医師はどなたでも面接指導が行えますが…
医療機関においては、面接指導実施医師が面接指導対象医師の**直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいです。**

面接指導に関する医療機関管理者の義務

医療法に基づき、医療機関の管理者には、以下が義務付けられています。

- 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること
- 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること
- 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと
- 必要ときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと
- 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること等

以上は、医師にA・連携B・B・C水準を適用する
すべての医療機関の管理者の義務です。



面接指導で確認すべき事項

面接指導実施医師は、医療機関の管理者（事業者）より、

- 面接指導対象医師の氏名
- 面接指導対象医師の勤務の状況・睡眠の状況・疲労の蓄積の状況・その他心身の状況

等の情報の提供を受け、面接指導対象医師に対し、面接指導を実施します。

面接指導では、以下の事項を確認してください。

- 勤務の状況（労働時間や労働時間以外で留意すべき事項があるか）
- 睡眠の状況（睡眠評価表等により確認）
- 疲労の蓄積の状況（自己診断チェックリスト等により確認）
- 心身の状況

面接指導の実施時期

面接指導は、**月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前に実施する必要があります。**

✓ A水準適用医師は、疲労の蓄積（下記注参照）が認められなければ、月の時間外・休日労働が100時間以上となった後遅滞なく実施することも可能です。

注 一定の疲労蓄積が認められる場合は下記のいずれかに該当した場合です。
いずれにも該当しない場合には、疲労の蓄積が認められないものとして差し支えありません。

- ① 前月の時間外・休日労働時間数：100時間以上
- ② 直近2週間の1日平均睡眠時間：6時間未満
- ③ 疲労蓄積度チェック：自覚症状がⅣ又は負担度の点数が4以上
- ④ 面接指導の希望：有



前月において時間外・休日労働時間が80時間を超えた医師については、当月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる可能性が高いため、あらかじめ面接指導の実施時期を決めておく等の対応が推奨されます。

長時間労働医師に対する面接指導について

面接指導の実施時期の考え方（まとめ）

医師に適用される水準	A水準	A・B・連携B・C水準	B・連携B・C水準
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度	低い		高い
睡眠及び疲労の状況の事前確認の実施時期	当該月の時間外・休日労働が80時間を超えた後	ある程度の疲労蓄積が想定される時期（当該月の時間外・休日労働が80時間前後となる時期が望ましい）	毎月あらかじめ決めておいた時期に行うことも可能
面接指導の実施時期	事前確認で一定の疲労の蓄積が確認された場合は当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。	※ただし、当該月の時間外・休日労働が100時間に到達する前に実施しなければならない。

時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が低い場合（A水準に限る）の例



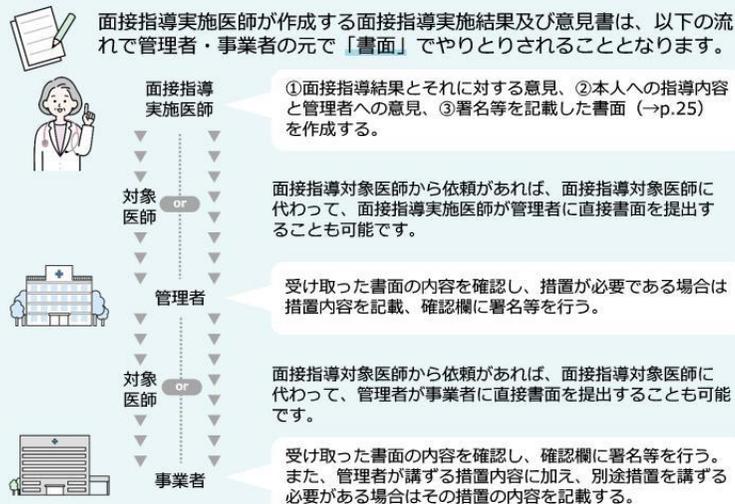
時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が中程度の場合の例



時間外・休日労働が100時間以上となる頻度が高い場合の例



面接指導実施結果及び意見書作成後の流れ



留意点

- 面接指導対象医師が勤務する全ての医療機関へ提出します。
- 依頼を受けた面接指導実施医師が、各医療機関へ提出することも可能です。
- 受け取った書面は、管理者と事業者が5年間保管します。（電子媒体による保存も可能）
- 管理者・事業者への書面提出・確認・保存は事務部門を介して行うことも可能です。

産業医面談と長時間労働医師への面接指導の関係

これまで行われてきた労働安全衛生法（安衛法）に基づく面接指導（いわゆる「産業医面談」）についても、医療法および労働基準法に基づく面接指導が実施され、かつ、その結果の書面が医療機関の事業者に提出されれば、改めて行う必要はありません。

なお、面接指導実施医師が、面接指導の結果、産業医と連携すべきとの意見を提出した場合は、その意見を踏まえて産業医へ相談する等の対応を検討してください。